

丸善製菓株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年1月15日～令和6年1月14日までの3年間
2. 内容

目標1：令和5年2月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間702時間未満とする

<対策>

- 令和3年1月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和3年2月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年1回実施
- 令和3年3月～ 安全衛生委員会等による社員への周知
- 令和3年4月～ 各部署における問題点の検討実施

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする

<対策>

- 令和3年1月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和3年2月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に年2回行う
- 令和3年3月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する